

2006年4月14日

与党検討会、協議会の教育基本法「改正」案合意に対する日教組書記長談話

日本教職員組合

書記長 中村謙

4月12日、自民・公明両党は「与党教育基本法改正に関する検討会」を開き、「愛国心」の表記について「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」との文言で合意した。

翌13日には、懸案事項であった前文案について調整を行い、「公共の精神を尊ぶ豊かな人間性と創造性を備えた国民の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」との文言で合意した。そして、13日午後に開かれた与党協議会では、前文と全18条で構成される教育基本法の「改正」案を正式決定したと報道された。

「愛国心」をめぐるのは、「国」「愛する」の表現は譲れないとする自民党と、「『国』に統治機構の意味を含まないことを明確にすべき」とする公明党の両党の文言をそれぞれ明記した「妥協案」となったとされている。今回の合意は、自民・公明両党の思惑の中で、両方の立場を考慮した政治色の強いものとなったと言わざるを得ない。政治が教育に介入することの危険性は歴史が物語っている。

わたしたちは、「まず改定ありき」の政治主導、子ども・保護者不在の改正論議に異議を唱える。

憲法の理念を実現するための法律、準憲法的な性格の教育基本法を改定する必要があるのならば、子ども・保護者・教職員をはじめとする多くの国民の意見がそこに反映されなければならない。しかし、この3年間で69回にのぼると言われる与党検討会では、資料も回収されるなど非公開の「密室協議」が行われてきた。このような与党協議のみによる教育基本法「改正」案は、国民主権を侵害するものであり断じて容認できない。

教育関係法の根幹である教育基本法の改定については、慎重の上にも慎重を期すべきであり、国民的議論を喚起することはもちろんのこと、これまで教育行政が教育基本法の理念を実現するための努力を行ってきたかを十分に検証すべきである。

日本PTA全国協議会の調査(05年3月)によると、教育基本法の内容を良く知らないという人が88.8%似のぼる。また、NHK調査(06年3月)では、教育基本法を改正すべきだとする人の76%が「今の国会での成立にはこだわらず、時間をかけて議論すべきだ」と、早急に結論を出すのではなくていねいな議論が必要であると答えている。これが国民世論の現状である。「改正」を言い出した側は、国民に開かれた議論を喚起し、十分に説明する責務がある。

わたしたちは、拙速な法案提出をすることなく、憲法をはじめとする国内法や「子どもの権利条約」などの国際条約を踏まえ、「教育基本法調査会(仮称)」を衆参両院に設置し、そこにおいて慎重かつ徹底審議を行うことを求める。